

通行承諾における運用について

一般の通行の用に供されている道で、

●登記地目が「公衆用道路」となっている場合は、

建築基準法第43条第2項第2号許可基準の運用上、

関係権利者の通行に関する承諾を得ていると判断します。

ただし、

i) 外見上、所有者が何等かの制限を設けている道

ii) 私権を主張する表示等が存在している道は、

一般の通行の用に供されている道とは判断しません。